



令和7年度第2回神奈川県医療審議会
資料5-1

医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する 取扱要領の改正

神奈川県健康医療局保健医療部
医療企画課法人指導グループ
令和8年3月19日

目次

- 1 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所の法令上の取扱い
- 2 要領における開設時期に関する取扱い
- 3 地域医療構想調整会議での意見を踏まえた取扱いの整理
- 4 改正（案）
- 5 スケジュール

1 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所の法令上の取扱い

		内容	
原則	病床を設けようとするときは、許可を要する（医療法第7条第3項）		
特例	届出でよい	求められる役割	患者急変時に対応する機能、在宅医療の拠点としての機能 ⇒地域包括ケアシステムの構築の推進 ⇒周産期医療等、地域において良質かつ適切な医療を提供
		取扱い	○二次保健医療圏の病床の状況（過剰か不足か）に関わらず協議 ○承認後は、既存病床数としてカウントされる。
		手続き	都道府県知事が、予め地域医療構想調整会議の協議を経た上で、医療審議会の意見を聴いて必要と認める

- 本県では、**「医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領」**を定めている。

2 要領における開設時期に関する取扱い

- 協議書第1号様式〔添付書類〕に次の書類を添付することが明記されている。

⑤ 許可を要しない診療所に該当しなくなった場合及び許可を要しない診療所に該当すると決定された後、1年経っても届出を提出できない場合、病床を返上する旨の誓約書

➡許可を要しない診療所決定後、1年以内に診療所開設届を提出することを求めている。

<「1年」としていた理由>

- 本県では、毎年4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏について、必要に応じて病院等の開設、増床に関して病院等開設予定者からの病床整備事前協議を実施する。
- 許可を要しない診療所の病床数は、決定すると既存病床数に含まれるため、未開設の場合、地域に医療提供されないにもかかわらず、病床整備事前協議の対象にもできないこととなる。
基本的に1年ごとに実施される病床整備事前協議において、医療提供されない病床を無しにして配分できるよう「**1年以内の開設**」と規定していた。

3 地域医療構想調整会議での意見を踏まえた取扱いの整理

- 令和6年度に医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に決定した4つの医療機関のうち2つの医療機関から、1年以内の開設が難しいとの申立てがあり、**地域医療構想調整会議にて開設遅延の報告**をした。

＜主な開設遅延の理由＞：近年の建築資材価格及び人件費の高騰により、工期が延びたため

- その報告について、川崎地域地域医療構想調整会議で次のような意見があった。

許可を要しない診療所に該当すると決定された後1年以内の開設を条件とするのは、制度として無理があるのではないか。

- ➡ 近年の建築資材価格及び人件費の高騰を考慮し、また、病床削減の議論もある中、1年ごとの事前協議への反映が必須とまでは言えない状況となったことから、**「1年以内の開設」の規定の見直しを行うこととした。**

4 改正（案）

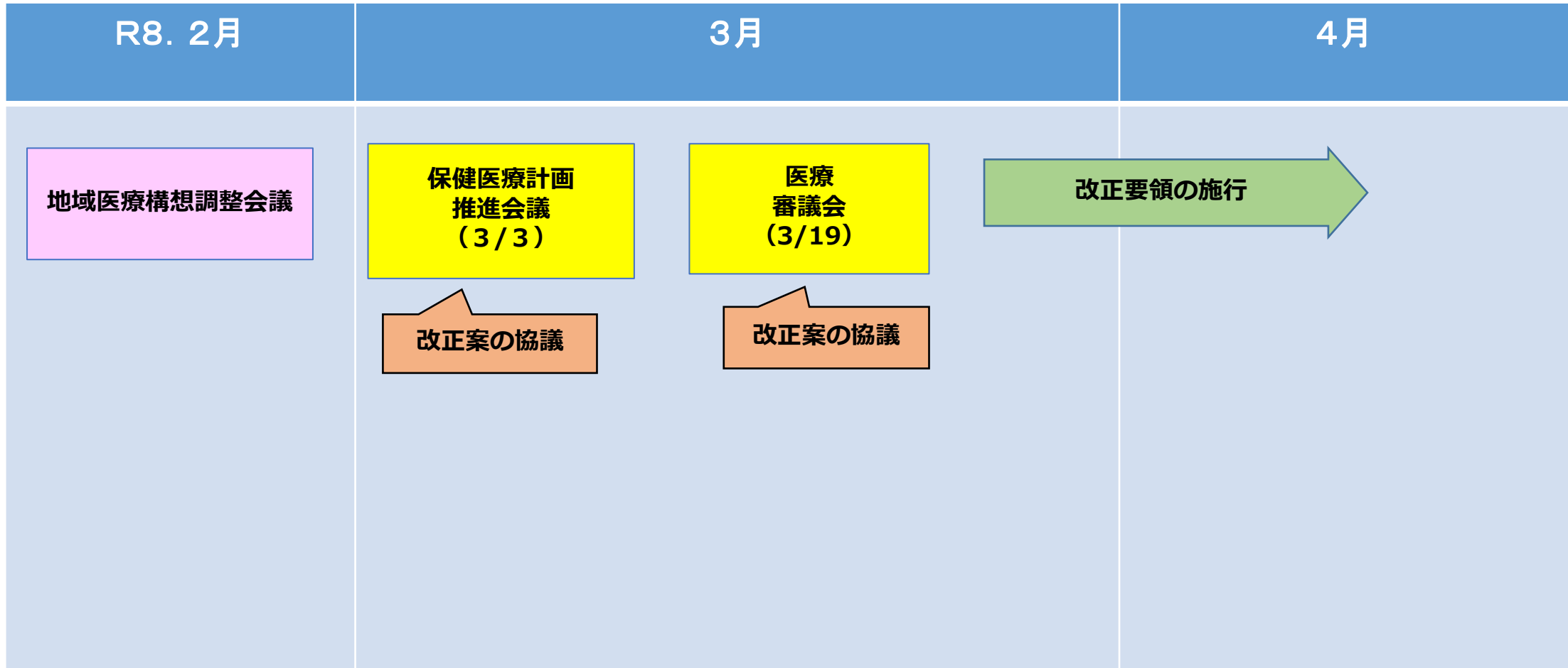
- 協議書第1号様式〔添付書類〕の記載を次のとおり変更する。

改正前	⑤ 許可を要しない診療所に該当しなくなった場合及び許可を要しない診療所に該当すると決定された後、 1年 経っても届出を提出できない場合、病床を返上する旨の誓約書
改正後	⑤ 許可を要しない診療所に該当しなくなった場合及び許可を要しない診療所に該当すると決定された後、 2年 経っても届出を提出できない場合、病床を返上する旨の誓約書

<「2年」とした理由>

- ・ 病床整備事前協議においては、次の期限までに**開設等の許可申請**を提出することとなっている。
 - ・ 新設及び増改築の場合…病床配分の決定通知日から **2年以内**
 - ・ 改修等の場合 …病床配分の決定通知日から **1年以内**
- ・ 病院とは規模が異なるものの、許可を要しない診療所は基本的に、新設及び増改築であるため、事前協議に倣って「2年」とする。

5 スケジュール



説明は以上です。